

「上諏訪中学校いじめ防止等のための基本的な方針」

1 いじめ防止等のための対策の目指す方向

- (1) すべての生徒が、いじめを許さず、自他ともに尊重しながら、人間関係を築くことができるようになるとともに、安心して学習やその他の活動に取り組むことを目指し、未然防止に努めます。
- (2) 生徒が自己有用感を感じたり、自己肯定感を高めたりすることができる機会を設けるように努めます。
- (3) 生徒を大勢の大人の目で見守るとともに、生徒や保護者が相談しやすい環境を整え、いじめが大事になる前に早期発見・早期対応に努めます。
- (4) いじめが起きたときは、いじめを受けた生徒の心身の安全を第一に、生徒の気持ちに寄り添い、学校、家庭、関係機関が連携して支援・指導を継続し、いじめ問題を乗り越えることを目指します。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起った場所は学校の内外を問わない。（「いじめ防止対策推進法」平成25年6月28日公布より）

学校では、上記「いじめ防止対策推進法」第2条の定義に基づき、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立ち、本人や周辺の状況等を客観的に確認したりするなどして複数の教員で行います。

そのため、いじめられた生徒の気持ちに寄り添い、ささいなできごとであっても軽視せずに、いじめの可能性のある事象について認知の対象と考えます。その際、「いじめ」という言葉でくくることなく、具体的な行為と生徒の気持ちを結びつけることを大切にします。

(2) 見えにくいいじめ

いじめの行為の代表的なものは、からかいやいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視などです。これらは行為だけ見れば、好ましくはないものの、「ささいなこと」、日常的によくあるトラブルです。しかし、そうしたささいに見える行為を継続的に複数の者から繰り返されたりすることで、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感がつのり、精神的に追い込まれていくことがあります。さらに、暴行や傷害、恐喝などのように、警察に通報する必要のある事案にエスカレートしていく危険性もあります。

いじめは大人の目の届かないところで行われることが多いため、気づかずに見過ごしてしまったり、気づいてもふざけやよくあるトラブルと判断して見逃してしまったりすることがあります。さらに、「いじめは簡単には解決されない」「解決が不十分だとよけにいじめがエスカレートすることもある」と生活経験から感じている生徒もあり、自分からいじめを訴えないこともあります。

いじめを受けた生徒や周囲の生徒に、いじめに気付いたり、相談したりする力を育むとともに、大人が生徒との信頼関係を築くよう努めたり、いじめを訴えやすい体制を整えたりするなどして、見えにくい心理的・精神的な被害を問題にする姿勢で、問題を見えるようにしていくことを大切にします。

(3) いじめの背景

いじめには、多様な背景が考えられます。例えば、次のような要因によりストレスを感じたり、ストレスに適切に対処することができなかつたりする場合があります。

- ①生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする教育活動の中で、満足感や達成感を十分味わえていない。
- ②直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加したりする機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。
- ③心のふれあいの時間の減少、基本的な生活習慣の形成不足などにより、相手を思いやる気持ちや、「いじめは絶対に許されない」といった規範意識が育ちにくい。
- ④生徒の情報端末機の所持率の増加に伴い、パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる事案が増加。ネット上のいじめへの対策が急務。

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの多くは学校で発生するため、まず、学校が取り組むべき教育課題です。しかし、いじめを防ぐためには、家庭や地域の理解や協力、関係機関との連携が欠かせません。生徒の健やかな成長を促すため、多くの大人が関わり、社会全体で生徒を見守っていくことがいじめ防止につながります。

(1) いじめを未然に防ぐために

学校では、次のような視点を大切にし、いじめが発生してから対応するという考え方ではなく、未然防止に力点を置いたいじめの起りにくい学校づくりを進めます。

- ①生徒が充実感や自己有用感を感じられる授業をはじめとする教育活動を開拓し、集団の一員としての自覚や自信を育み、自己肯定感を高め、ストレス等に適切に対処できる力を育成する。
- ②生徒に「いじめは絶対に許さない」、「いじめられてよい子はひとりもいない」ことの理解を促す。
- ③生徒間のささいなトラブルは人間関係づくりをする機会ととらえ、生徒が自他を理解し、相手との関係を自らつくる力を育めるよう指導する。
- ④生徒が安心して毎日を過ごせるよう、規律ある環境づくりや開かれた集団づくりを行う。

(2) いじめの早期発見

学校、家庭、地域の大人が連携し「いじめを見逃さない」という姿勢で生徒を見守り、次のような点を大切にして、いじめにいち早く気づき、迅速な対応をすることが必要です。

- ①いじめは見えにくいことを認識し、ささいな兆候であっても「報告・連絡・相談」を大切に積極的に認知する。
- ②学校は、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、相談窓口の周知等により、生徒や保護者がいじめを訴えやすいようにする。
- ③相談しやすい環境をつくるために、教職員と生徒・保護者の信頼関係の構築をはかる

とともに、生徒が相談することの大切さに気づけるようにする。

④学校は地域に開かれた学校づくりを進める。また、地域では、学校と家庭、地域が連携していじめの早期発見ができるような体制を整える。

(3) いじめに適切に対応するために

学校でいじめがあることが確認された場合は、教職員が一人で抱え込みず、速やかに組織的対応するようにします。そのため、学校では「いじめ対応マニュアル」の充実を図り、関係する生徒への指導・支援のあり方や保護者との連携について全職員が共通しておくことを大切にします。

また、学校の取り組みの充実を図り、指導の効果を十分にあげるためには、保護者の理解と協力が欠かせません。さらに、事実によっては、心理や福祉の専門家の助言や、「すわ☆あゆみステーション」、警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等関係機関との適切な連携も必要になります。そのため、学校と地域の関係機関が日頃から顔の見える関係づくりをしておきます。

4 いじめの防止のための基本的対策

「いじめ防止等のための基本的な方針（以下、「学校いじめ防止基本方針」という）を基に、校長のもと「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を中心とした職員が共通理解し、保護者の協力を得たり、学校の設置者や関係機関等と連携したりしていじめ防止等の取り組みを推進します。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止等の取り組みに対する基本的な考え方、いじめ防止等の取り組みの具体的な内容、いじめ防止等の取り組みの年間計画等を「学校いじめ防止基本方針」として定めます。

「学校いじめ防止基本方針」は、学校のホームページで公開したり、保護者に配布したりするなどし、家庭や地域の理解を得ながら、いじめ防止等の取り組みを進めます。

また、「学校いじめ防止基本方針」に定めたいじめ防止等の取り組みが、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うようにします。なお、学校のいじめ防止等の取り組みを円滑に進めるためには、策定や見直しにあたって、保護者や地域の方の参画を図ったり、生徒の意見を取り入れたりします。

(2) いじめ自殺等防止委員会の設置

複数の教職員、必要に応じて、心理、福祉に関する専門的な知識を有する者や、他の関係者により、「いじめ自殺等防止対策委員会」を組織します。

<いじめ自殺等防止委員会>

- ・校長
- ・教頭
- ・生徒指導主事
- ・各学年生徒指導係
- ・養護教諭
- ・教務主任
- ・外部有識者（前年度P T A会長等）

「いじめ自殺等防止委員会」は、下記のようないじめ防止等の取り組みを実効的に行います。事案の状況に応じ、学級担任や部活動顧問など、関係の深い教職員を追加するなど、柔軟に拡充を図ります。

- ①学校のいじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成。
- ②学校のいじめ防止基本方針のP D C Aサイクルでの検証、必要に応じた見直し。
- ③生徒、教職員、保護者等のいじめ相談・通報の窓口。
- ④いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、職員の情報共有。
- ⑤いじめの疑いに係る情報があったときの組織的対応の中核。

(3) 未然防止の取り組み

学校では、すべての生徒を対象に、生徒が本来もっているよさや可能性を引き出すなどの予防的・開発的な生徒指導を推進し、健全な社会性を育むとともに豊かな情操を培い、相手の気持ちや立場を慮り、自分も相手も大切にする態度を養います。また、生徒が過度なストレスをため込まないようにするとともに、ストレスを感じた場合でも適切に対処できる力を育むことを大切にします。

① いじめの起きにくい学校、学級づくり

ア 日々の授業の充実

- a 三観点（ねらい、めりはり、見とどけ）を大切にした「わかる授業」の展開と学習内容の確実な定着。
- b 「学習の約束」等授業中のルールを明確にした規律のある学習環境づくり
- c 思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で、生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられる道徳の学習の工夫。

イ 生徒が主体的に取り組む活動の位置づけ

- a 相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考え方を伝えたりすることができるコミュニケーション活動の設定。
- b 生徒が自分の役割を自覚し、仲間と気持ちを一つにして取り組むことによって協力の大切さに気づき、達成感を味わえる活動の設定。

ウ 体験活動の充実

- a 生徒が挑戦することで、達成感、感動、人間関係の深まりが感じられ、自己肯定感が高められる活動の工夫。
- b 多様な価値観を認めあったり、自分に自信をもつたり、生き方にあこがれをもつたりできるような異学年交流や学校種間交流、地域の方と連携した行事の工夫。

エ 職員の研修

- a 教師自身が人権感覚を大切にした教育活動を展開。
- b いじめ防止等に係る教員のスキルアップを図る研修、子どもの理解等についての保護者と合同の研修の実施。

② 「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知

- ア 「いじめは絶対に許さない」、「いじめられてよい子は一人もいない」という学校の姿勢や、いじめ防止等に関する学校の考え、取り組み等の保護者や地域への発信。

全校集会やPTAの会合、地区懇談会での周知。

- イ 人権教育強調月間、定期的な教育相談、アンケートなどの年間計画への位置づけ。
- ウ 保護者や地域とともにいじめ防止等の取り組みを考え合う機会の設定。

③ 生徒のいじめ防止のための主体的活動の活用

生徒による、自他の人権を守り、大切にしようとする活動や、自尊感情を高め、コミュニケーション能力をはじめとする人間関係形成能力を育てる活動、情報機器の使用に関する申し合わせづくりなどの活動への支援。

(4) 早期発見の取り組み

学校の教職員は、日頃から生徒や保護者と信頼関係を築き、相談しやすい体制を整えるよう努めます。また、いじめの可能性のある事象を発見したり、情報を得たりした場合は、一人で判断することなく、「いじめの防止等の対策のための組織」や学年会などと情報を共有し、複数で判断します。

① 日常活動を通した早期発見

- ア 生徒の表情を観察したり、声掛けをしたりする、共に過ごす時間の確保。
- イ 日記や生活記録を通した対話による生徒の気持ちの変化の把握。
- ウ 学年会や教科会での情報交換。
- エ 相談箱設置など、生徒が日頃の悩みや相談したいことを直接伝えられる工夫。

② 相談体制の充実

- ア 生徒や保護者、地域の方が安心して相談できるように、相談者の意向を尊重した対応を提示するなど、相談窓口の工夫や、校外相談窓口の周知。
- イ 相談室への職員の常駐、保健室での相談などいつでもだれにでも相談できる工夫。
- ウ スクールカウンセラーの積極的な活用。
- エ 教育相談日や相談の時間の設定等による、すべての生徒との計画的な相談の実施
- オ 校内の「いじめ自殺防止等対策委員会」を中心とした確実な情報共有。

③ アンケートやチェックリストの活用

- ア アンケートによる生徒の学校内外の生活や、心の変化の把握を年4回行い、面談を実施。
- イ 生徒一人一人の学校生活満足度や意欲、社会性についての現状把握を行い、必要に応じて面談を実施。
- ウ チェックリストを用いた担任自らの学級経営の点検。
- エ 保護者向けアンケート・チェックリストを活用した家庭での早期発見の協力依頼。

(5) いじめへの対応

いじめを受けた生徒やいじめを知らせてくれた生徒の安全を確保した上で、教職員は一人で抱え込むことなく、速やかに「いじめ自殺等防止委員会」を中心とした組織的対応をします。そのため、「いじめ対応マニュアル」の充実を図り、全職員が組織的対応の仕方を共通理解しておきます。

- ① 見通しをもった支援・指導ができるように、対応の手順を明確にし、共通理解。
- ② 支援・指導方針や、具体的な対応の仕方、役割分担の決定。
- ③ 全体像の把握（事実確認）・・・いじめの訴えの傾聴、事実と気持ちの聞き取り、事実

- 関係の整理（いじめの構造）、保護者との連携等のポイントの共通理解。
- ④ いじめられた生徒、保護者への支援・必ず守り通す姿勢、心のケアや様々な弹力的な措置（別室での学習等）、保護者への迅速な連絡と対応の情報共有、生徒に寄り添い支える体制づくり等。
 - ⑤ いじめた生徒への指導と保護者への助言・事実と気持ちの聞き取り、いじめをやめさせる、疎外感や孤立感を与えないような配慮の下に指導を継続（いじめてしまった背景に理解を示しながらも毅然とした指導）、保護者への迅速な連絡と継続した助言、よさを伸ばしていくようなかかわりの継続等。
 - ⑥ いじめが起きた集団への指導のポイントの共通理解。
 - ⑦ 学校の設置者（教育委員会）への報告、保護者への連絡と連携した支援・指導
 - ⑧ 必要に応じて、関係機関（警察、児童相談所等）との連携体制構築。

（6）ネット上のいじめへの対応

生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷。名誉棄損や人権侵害などの発生のリスクが高まっていることを認識し、学校や教職員は自ら研修を行う等して情報端末機器の特性を理解するように努めます。また、ネット上のいじめに対するマニュアルを整備することを大切にします。

- ① 未然防止の観点から生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対する啓発を行い、協力を得る。
- ② 生徒間の情報に注意するなど、インターネット上のいじめの早期発見に努める。
- ③ 不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために直ちに削除の措置を講ずるなど適切に対処する。

（7）その他

① 教員が生徒と向き合う時間の確保

学校では教員が生徒と向き合い、共に過ごす時間を確保するため、教員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整えたり、仕事の内容を整理したりするなどして、校務の効率化に努めます。

② 学校評価や教員評価の取り扱い

ア　学校評価でいじめの問題を取り扱う場合は、いじめの有無や認知件数の多寡のみを評価することなく、目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて改善に取り組むようとする。

イ　教員評価でいじめ問題を取り扱うに当たっては、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等が評価されるよう留意する。

5 学校と家庭、地域、関係機関・関係団体が連携したいじめ防止等の取り組み

いじめ防止等の取り組みは、学校だけでなく、学校と家庭、地域、関係機関、関係団体とが連携して様々な取り組みを工夫することを大切にします。

（1）保護者の役割

保護者は、子どもの教育について第一義的な責任を有することを認識し、子どもたち

が安心して生活できる環境を整え、温かな人間環境の中で、子どもに思いやりの心や、規範意識、正義感などを育むことが大切です。また、子どもの誰もが「いじめる側」にも「いじめられる側」にもなる可能性があることを理解し、寄り添い、支えることが必要です。

- ① 日頃から子どもが悩みを相談しやすいような雰囲気づくりに努める。
- ② 子どもとともに過ごす時間を大切にし、子どもを理解するとともに、子どもの変化に気付くよう努める。
- ③ 基本的な生活習慣の確立や、情報機器の使用のルールの策定など、家庭におけるルールづくりに努める。
- ④ 学校の教育方針や教育活動への理解や協力に努めるとともに、ふだんから学校とコミュニケーションをとるように心がける。

(2) 地域におけるいじめ防止等の取り組みとの連携

- ① P T A活動によるいじめ防止等の取り組みの推進。
- ② 地域の人才の学校教育活動への参画。また、生徒と家庭や地域の多くの大人が接するような取り組みの学校教育計画への位置づけ。
- ③ 公民館活動や青少年健全育成事業への生徒の積極的な参加。
- ④ 学校と児童センターが連携した生徒の状況把握。
- ⑤ 地区懇談会での地域における生徒の状況の把握。

(3) 関係機関・関係団体との連携

- ① 児童相談所や警察など関係機関、医療機関、地方法務局、教育委員会、「すわ☆あゆみステーション」、子育てや福祉に係る機関との情報交換等日常的な連携。
- ② スクールサポーターの活用による防犯教室などの実施。
- ③ 外部専門家や民間団体によるいじめ防止等の啓発活動の活用。

6 重大事態への対応

いじめ防止対策推進法に規定する下記のような重大事態が発生した場合は、いじめられた生徒を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応することを大切にします。

- | |
|---|
| 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 |
| ○生徒が自殺を企図した場合　　○身体に重大な障害を負った場合 |
| ○金品等に重大な被害を被った場合　　○精神性の疾患を発症した場合 |
| 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当する期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 |
| ○年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合
などは迅速に報告、調査 |
| ※その他、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあつた場合。 |

(1) 学校の対応

学校は、重大事態が発生した場合、学校の設置者に速やかに事案発生を報告し、迅速かつ適正に組織的対応をします。そのため、各学校は『学校危機管理マニュアル作成の手引き』(長野県教育委員会 平成28年12月27日一部改正)等を参考にし、学校危機管理マニュアルを整備しておきます。

- ① 事案発生直後に教職員の共通理解を図り、速やかに「いじめ自殺等防止委員会」を中核とし、対応チームを組織。
- ② 関係生徒への事実確認と関係生徒の保護者への迅速な連絡、連携した支援、指導。
- ③ 関係機関等（警察・医療・消防・教育委員会・PTA等）への緊急連絡と支援の要請、連携体制構築。
- ④ いじめられた生徒の安心・安全の確保
「あなたは悪くはない、必ず守り通す」というメッセージを伝え、安全・安心を確保し、学習やその他の活動が安心して行える環境を整備する。学校体制での見守りと、スクールカウンセラー等による心のケアを継続する。
- ⑤ いじめた生徒への指導
いじめを完全にやめさせるために、毅然とした対応をして自分の行為の責任を自覚させる指導を。健全な人間関係を育むことができるよう配慮のもと継続する。

(2) 学校の設置者又は学校の対応

① 重大事態発生の報告

重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者である諏訪市教育委員会に報告します。

② 重大事態の調査

学校の設置者は調査の主体を判断し、学校の設置者又は学校の下に、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行います。

ア 調査の主体の判断

今までの経緯や事案の特性、いじめられた生徒の保護者の訴えなどを踏まえて調査の主体を判断します。学校の教育活動に支障が生じるおそれのある場合や、学校主体の調査では十分な結果が得られないと判断したような場合は、学校の設置者が調査の主体となるようにします。

イ 調査組織

- a 調査にあたっては、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図り、公平性、中立性・客觀性を確保します。
- b 学校が調査の主体となる場合は、「いじめ自殺等防止委員会」を母体として、事態の性質に応じて専門家を加えます。また、学校の設置者は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行います。
- c 県教育委員会では、公立学校又は市町村教育委員会における調査組織の設置について指導・助言するとともに、専門的知識及び経験を有する者の候補者に

について情報提供します。

ウ 調査の実施

- ① 調査の目的は、当該事態への対処と同種の事態の発生を防止することです。
- ② 因果関係の特定を急がず、アンケート調査、生徒や関係者への聴き取り等を行い、客観的な事実関係を速やかに、可能な限り網羅的に明確にします。
※いじめ行為がいつ、だれから、どのように行われたか。いじめの背景や生徒の人間関係にどのような問題があったか。学校教職員はどのように対応してきたか。
- ③ 調査の主体（学校の設置者又は学校）は調査組織による調査に全面的に協力し、事実にしっかりと向き合うことが重要です。
- ④ 生徒の自殺という事態が起こった場合は、遺族の気持ちに十分配慮しながら自殺の背景調査を実施することが必要です。亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指します。

背景調査については、「国的基本方針」の（自殺の背景調査における留意事項）を十分配慮したうえで、「子どもの自殺が起きたときの調査指針」（平成26年7月1日 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とします。

③ 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた生徒や保護者への情報提供

- a 学校の設置者又は学校は、調査により明らかになった事実関係を適時・適切な方法で説明します。そのため、いじめられた生徒及びその保護者との定期的に連絡を取り合い、調査の経過や見通しを知らせておくことを大切にします。
- b 関係者の個人情報に十分配慮することが必要です。ただし、その保護を理由に説明を怠ることがないようにします。

イ 調査結果の報告

学校の設置者又は学校は、調査結果について(2)ア「重大事態発生の報告」のように報告します。その際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望し、調査の報告に対する所見をまとめた文書を提出した場合は、それを調査結果に添えます。